

○厚生労働省令第八十八号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令
(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第一条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
第三十条第一項第二号の二「次項第一号の二」の下に「並びに第三十三条第一項及び第三項」を加える。

第三十三条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）」に改め、されるとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削り、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）」に改め、されるとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第二条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成十九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項第二号の二中「次項第一号の二」の下に「並びに附則第二十六条第一項及び第三項」を加える。

附則第二十六条第一項中「退職共済年金の受給権者」を「退職共済年金の受給権者（附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）に、厚生年金保険法附則第十一条の五において準用する同法附則第七条の四第一項又は第四項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項又は第四項」に改め、されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削り、同条第三項中「退職共済年金の受給権者」を「退職共済年金の受給権者（附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）に、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。附則第二十八条において「平成六年改正法」という。）附則第二十六条第一項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に改め、されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第二号中「以下」を「次項第二号並びに附則第二十二條第一項及び第三項において」に改める。

附則第二十二條第一項中「退職共済年金の受給権者は」を「退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は」に改め、されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第四号を削り、同条第三項中「退職共済年金の受給権者は」を「退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は」に改め、されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第四号を削る。

附則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に生じた事由に係る第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則第三十三條第一項及び第三項、第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十六條第一項及び第三項並びに第三條の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十二條第一項及び第三項の規定による届出については、なお従前の例による。